

市長定例記者会見資料

担当課名	医療政策推進課
担当者名	課長 中山 真一 課長補佐 小松原 英明
連絡先	803-1636 内線 5819, 5821

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について (甲第143号議案)

1 目的

岡山市休日夜間急患診療所の位置の変更と岡山市休日急患歯科診療所の設置を行うため、岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正します。

2 概要

岡山市休日夜間急患診療所は、一般社団法人岡山市医師会が、令和 8 年秋頃に建設する新医師会館へ移転となるため、今回の条例改正で位置の変更を行うものです。

また、岡山市休日急患歯科診療所は、これまで一般社団法人岡山市歯科医師会が開設、運営していますが、新医師会館の完成後に市が会館内に開設するために、今回の条例改正で設置を行うものです。

3 施行日

公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める。ただし、指定管理者の指定手続きに関する事項は公布の日から施行することを規定。

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部改正について

令和7年8月26日
市長記者会見資料

<主な改正内容>

■条例名の変更

岡山市休日夜間急患診療所条例 ⇒ 岡山市急患診療所条例

■岡山市休日夜間急患診療所(小児科・内科)の位置の変更

(現在)

(移転後)

岡山市北区東中央町3番14号 ⇒ 岡山市北区天瀬6番10号

■岡山市休日急患歯科診療所の設置

(現在)

(市開設後)

開設者	位置
岡山市歯科医師会	岡山市北区東中央町 3番14号

⇒

開設者	位置
岡山市	岡山市北区天瀬 6番10号

※指定管理者による運営を想定